

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

審査請求代理人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]福祉事務所長

上記審査請求人が令和3年8月18日に提起した、上記処分庁による令和■年■月■日付けで行った生活保護法第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し令和〇年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、平成 年 月 日から、処分庁より法に基づく保護を受けている。
- (2) 処分庁は、令和 2 年 9 月 10 日、当時の担当ケースワーカーが家庭訪問をした際に審査請求人から同日付けの収入申告書を受理した。この収入申告書には、収入を記載する欄に、①種類が、収入が月額 円 (R 2. 6 - 7 分)、②種類は空欄、収入が月額 円 (R 2. 6 - 7 分) と記載されていた。
- (3) 処分庁は、同年 12 月 15 日、令和 3 年 3 月 15 日及び同年 6 月 8 日、審査請求人から毎月分の収入申告書をそれぞれ受理した。
- (4) 処分庁は、同月 15 日付けの令和 3 年度突合リスト計算表に基づき、課税台帳情報の収入と収入申告情報の収入に差異があることを確認した。
- (5) 処分庁は、同月 22 日、審査請求人に電話し、収入について令和 2 年 9 月頃に担当ケースワーカーに申告し、収入認定の対象とならないと説明を受けたと聴取した。また、は 2 か月に 1 度支給されており、金額は 2 か月分で 円であると聴取した。
- (6) 処分庁は、同年 7 月 1 日、より、法第 29 条による調査の回答を受理した。
- (7) 処分庁は、同月 5 日、長より、法第 29 条による調査の回答を受理した。審査請求人には、令和 2 年 8 月から (以下「 」という。)として年額 円が年 6 回 (各期 円ずつ) に分けて支給されていた。

- (8) 処分庁は、●月●日付けで、保護を変更する日を同年4月1日、同年5月1日及び同年6月1日とし、保護変更理由を●●●●●の認定によるとする各保護変更決定処分(以上3件の保護変更決定処分を併せて「本件各処分」という。)を行った。本件各処分の通知には、過支給額の●●●●●円の返納を求める旨が記載されている。
- (9) 審査請求人は、同年8月19日、本件各処分の取消しを求めて、本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、従前、生活保護費以外に、●●●●●(6か月で●●●●●円)を受給していたところ、令和2年8月からは、これに加え、●●●●●(2か月で●●●●●円)及び●●●●●(2か月で●●●●●円、1か月●●●●●円)も受給するようになった。当然、審査請求人は、これらの収入を全て担当ケースワーカーに申告していた。
- それにもかかわらず、処分庁は、●●●●●を収入認定することを怠っていた。そして、処分庁は、法第63条に基づき、令和●年●月●日付の保護決定(変更)通知書により、●●●●●の同年4月分から6月分の各●●●●●円(合計で●●●●●円)の全額を返還すべき額とする旨の本件各処分をした。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定し、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのでは

なく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること(法第1条)に鑑み、現に保護を受けている被保護者や要保護状態を脱して間もないかつての被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、法第63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解するのが相当である(以上、東京地方裁判所平成29年2月1日判決と同旨。)

- (3) しかし、本件では、本件各処分に至る過程で、処分庁ないし担当ケースワーカーにおいて、本件各処分当時の審査請求人の資産や収入の状況、その今後の見通し、本件過支給費用の費消の状況等の諸事情を具体的に調査し、その結果を踏まえて、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえば分割によ

る方法によってでも求めることが、審査請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、審査請求人の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討を一切していない。

- (4) また、上記のとおり、専ら処分庁の職員の重大な過誤（重過失）により相当額に上る生活保護費の過支給がされたという経緯に鑑み、また、法第63条の規定が不当に流出した生活保護費用を回収して損害の回復を図るという側面をも趣旨として含むものと解されることを併せ考慮すれば、本件過支給費用の返還を義務付けることとなる処分が、処分庁側の過誤を被保護者である審査請求人の負担に転嫁することになることは否定できず、本件過支給費用の返還額の決定に当たっては、損害の公平な分担という見地から、上記の重大な過誤に係る職員に対する損害賠償請求権の成否やこれを前提とした当該職員による過支給費用の全部又は一部の負担の可否についての検討が不可欠であるものというべきである。

ところが、処分庁は、本件各処分に当たり、そのような検討は一切しておらず、そのような検討を欠いたまま本件過支給費用の全額の返還を審査請求人に一方的に義務付けることとなる本件各処分は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものといわざるを得ない（東京地方裁判所平成29年2月1日判決と同旨。）。

- (5) 以上述べたところによれば、本件各処分は、審査請求人の資産や収入の状況等検討すべき諸事情についての具体的な事実の基礎を欠き、また、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことによりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるから、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、違法というべきである。

なお、近年、本件のように、福祉事務所の過誤により保護費が過支給とな

りその過支給分全額を法第63条に基づき返還請求を行った場合に処分が取消しとなる事例が相次いでおり、例えば、判決としては、①東京地方裁判所平成29年2月1日判決、②福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、裁決としては、③滋賀県知事平成29年2月23日裁決、④群馬県知事平成29年8月9日裁決などがある。

また、愛知県豊橋市や兵庫県明石市などは、行政上の運用として、ケースワーカーの過誤による過支給については、保護利用者に返還請求しないという取扱いをしている。

これらの判決、裁決例及び現在の行政上の運用から見ても、本件各処分は違法と言わざるを得ない。

- (6) 本件各処分が遡及変更決定だとしても、処分庁が審査請求人に対して過支給した保護費の返還を求めるという点で実質的に何ら異なる点はないから、東京地方裁判所平成29年2月1日判決の判示内容の趣旨は、本件各処分についても該当するというべきである。

法第80条は、遡及変更決定の場合の返還免除を定めている。審査請求人は、本件過支給費用を過支給とは認識しておらず、かかる費用を含めた収入で生活をしていたため既に本件過支給費用を消費しているところ、本件は処分庁も自認するとおり、処分庁の重過失によって発生したものであり、他方、審査請求人は本件企業年金を受給当初から処分庁に申告しており、審査請求人に過失は全くない事案である。とすれば、本件は行政庁が遡及変更決定に当たって例外的としている事案であり、法第80条のいう「やむを得ない事由」があると認められる場合であるから、本件各処分が遡及変更決定だとしても、法第80条によって返還の免除がなされなければならない。

ところが、処分庁は、本件各処分にあたり、法第80条の適用をしないばかりでなく、法第80条を適用するか否かの検討を一切行っていないのであるから、本件各処分は、その判断過程において、考慮すべき事項を考慮しな

いでなされた処分であり、その処分内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、処分庁の裁量権の範囲を逸脱または濫用した違法な処分と言わざるを得ない。

以上より、本件各処分は、処分庁の裁量権の範囲を逸脱または濫用するもので違法であるから、速やかに取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、令和3年度課税調査にて審査請求人が[]を受領していたことを確認したため、令和3年6月22日、審査請求人に電話にて[]収入の詳細について聴取し、口頭で本件[]額を確認の上、[]年[]月[]日付けで[]収入[]円の認定を行った。

処分庁は、同月28日、審査請求人に電話し保護費の遡及変更決定の可能な同年4月、5月、6月認定分[]収入の返還方法について協議した。審査請求人は、生活の水準が上がってしまっているとして返還をする場合でも月1,000円程度が限界と話した。そのため、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け同事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2(答)に基づき令和3年4月1日付け、同年5月1日付け、同年6月1日付け[]の収入認定を行い、それに伴う過支給額は翌月以降の収入充当額として計上するのではなく返納として決定し、改めて分割返還の額等を協議することを伝え、本件各処分を行った。

- (2) 本件審査請求の趣旨は、処分庁が行った本件各処分が法第63条に基づく返還決定であり、違法とするものである。

しかし、本件各処分は、以下のような認識と判断により決定をしたものであり、何ら違法、不当となるものではない。

法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要

件として行われる。」と規定されており、法第8条において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定されている。

本件については、令和2年9月10日に収入申告がなされていたものの、処分庁が収入の認定を行っていなかったため生活保護費の過支給が生じた。その後、令和3年度課税調査にて審査請求人が[REDACTED]を受給している事実が確認できたため、問答集問13-2.(答)に基づき遡及変更の限度である3か月程度の期間内で遡及変更決定を行ったものであり、法第63条に基づく返還決定を行ったものではない。

以上の点から、処分庁が行った本件各処分は法第63条に基づく返還決定ではなく、また、違法となるものではないことから、審査請求人が提起した本件審査請求に対し棄却するとの裁決を求めるものである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第1条は、この法の目的を、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することとしている。
- (2) 法第1条から第4条までの規定は、この法の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならないとされている(法第5条)。
- (3) 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活実態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている(法第25条第2項)。

- (4) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入（収入充当額）との対比によって決定するとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10）。
- (5) 扶助費の戻入決定の遡及の限度について、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を減額して認定する必要が生じたとき（収入増の事実が明らかとなったため既に算定した収入充当額が過少となったときも同様）、扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要があるが、この場合も遡及変更の限度は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるとされている（問答集問13-2（答）2）。
- (6) 扶助費支給額の算定について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10-2-(8)においては、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のイによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることになる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」とされている。
- (7) 保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができるとされている（法第80条）。

この規定は、前渡した保護金品を返還させる場合において、これを一律に強行するときは保護の効果を減殺するおそれがあることから、事情により返還の免除をなし得ることを定めたものと解される（小山進次郎著「生活保護法の解釈と運用（復刻版）」（以下「解釈と運用」という。）第10章第10節）。

また、この規定における「やむを得ない事由」とは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由であると解される（「解釈と運用」第10章第10節）。

- (8) 法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者がいるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。法第80条の規定は、保護の変更、廃止又は停止が行われたことに伴い、既に前渡された保護金品のうち当該変更等のあった日以降の分を返還させるべき場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。すなわち、前者においては、返還すべき費用に係る処分決定は有効であるが、後者においては、返還すべき費用に係る決定処分は存在しない。

（中略）すなわち、保護の変更、廃止等に伴い、前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになり、法第80条は廃止、変更に伴い財務処理上「戻入」すべき返還額の免除を規定したものである（問答集問13-17（答））。

- (9) 次官通知及び局長通知は、地方自治法第254条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 扶助費の額の遡及変更ができるのは3か月程度（発見月から前々月分）と考えるべきとされている。

本件審査請求に現れた記録によると、審査請求人は処分庁に対し、令和2年9月10日に収入申告を提出していたが、このうち「 円（R2.6-7分）」と記載された金額が であることが処分庁によって確認されず、収入認定がされていなかったことが認められる。そして、令和3年6月15日に課税台帳の 収入と収入認定済みの 収入に差があることが判明したため、処分庁は、同月22日に審査請求人から口頭で
 を受給している旨を聴取し、発見月の前々月分である同年4月か

ら6月分の保護費について[]を収入と認定し、扶助費を変更する
本件各処分を行ったことが認められる。

本件各処分の内容は、同年4月分から6月分の保護費について、それぞれ、
[]（1か月当たり[]円）の収入を認定し、これまで認
定されていた1か月当たりの[]円に[]
[]円を加えた[]円を1か月当たりの収入充当額とし、最
低生活費[]円と収入充当額[]円の差額である[]
[]円を扶助額とする保護変更決定をしたものである。

したがって、本件各処分は、遡及変更が可能である同年4月分から6月分
の保護費について、[]を収入充当額に加えて扶助費を変更（減額）
する保護変更決定を行ったものであり、これについて違法又は不当な点は認
められない。

- (2) 本件各処分の結果、審査請求人は、既に支給されていた保護費のうち法律
上の根拠を失った各月[]円の過支給額が不当利得となるため、そ
の返還義務を負うこととなるが、法第80条は、これを消費し、又は喪失し
た被保護者にやむを得ない事由があると認められるときは、保護の実施機関
が返還義務の免除をなし得ることを定めている。

これは、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部また
は一部を返還させるべき場合において、これを一律に強行した場合に保護の
効果を減殺し、法第1条が定めた法の目的の達成を阻害するおそれがあるた
め、保護の実施機関にその判断が委ねられているものと解される。

したがって、保護の実施機関である処分庁は、法第5条に従い、法第1条
が規定する法の原理に基づいて法の運用を行うためには、本件各処分を行う
にあたり、併せて法第80条の適用について検討しなければならないものと
解される。

- (3) 処分庁は、保護の変更決定を行えば発生する過支給額について、局長通知

第10-2-(8)に基づき翌月以降の収入充当額として計上する方法をとらず、保護の変更により過支給額を返納とした上で、改めて分割返納の額等を協議する旨を審査請求人に伝え本件処分を行ったものと認められる。

しかし、法第80条においては、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができるとしており、また「やむを得ない事由」とは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由であると解されるところ、処分庁は、審査請求人が当該保護金品を生活費に消費したという、消費の事由をもって法第80条の適否を判断したものと認められ、審査請求人が返還することのできない事由について十分に調査し検討したものとは認められない。

- (4) 以上のことから、処分庁は、本件各処分を行うにあたり、併せて法第80条の適用について検討はしたものの、その判断において必要とされる返還することのできない事由についての十分な調査及び検討が行われているとはいえず、法第5条が規定する法の基本原理に基いた運用とは認められないことから、本件処分は違法なものといわざるを得ず、取消しを免れない。

3 主文が審理員意見書と異なることとなった理由

審理員意見書では、本件処分に違法又は不当な点は認められないと判断されたが、本件処分における処分庁の調査及び検討状況について、上記2のとおり判断するためである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、取り消されるべきである。

令和4年7月21日

審査庁 埼玉県知事 大 野 元 裕



